

山口県報

平成30年
5月11日
(金曜日)

目次

○諺林公報
諺林公報.....1



監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり福山照利の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成30年5月11日

山口県監査委員	榎本利光
同	上岡康彦
同	小田正幸
同	木村進

第1 監査の請求

大島郡周防大島町大字戸田86番地 福山照利から次のとおり監査の請求があった。

山口県職員に関する措置請求の要旨

1 違法又は不当な公金の支出について

山口県岩国農林事務所の2名の職員（以下「2名の県職員」という。）は、県営南河内地区中山間地域総合整備事業（以下「当該事業」という。）（岩国市竹安換地区（区）において、請求人が未提出の「従前地各人別名寄帳及び換地各人別名寄帳」（以下「名寄帳」という。）の内容の確認と、押印を求めるため、公務中に時間を費や

し、南河内地区竹安換地区換地委員会（以下「換地委員会」という。）の名称を無断で使用し、平成29年12月8日付けの違法な文書（以下「当該文書」という。）を作成、通知し、山口県の切手類等を使用したことは窃盗罪であり、違法又は不当な公金の支出に当たる。

これにより、山口県が被った損害（切手・封書代（請求人に対する電話2回）約200円、文書作成費（ワープロ利用費）約100円、人件費として、2名の県職員が共謀して作成した費用1時間当たり約2,000円×2名分約4,000円、計4,300円）について、2名の県職員に対して、損害賠償を求める。

2 山口県職員措置請求書の中で、参考として記載されている請求人の主張について
(1) 違法又は不当な財産の取得、処分について

2名の県職員は、換地委員会がさも当該文書を発送したかのように見せかけて、違法又は不当に請求人の財産の取得、処分を企てた行為は、悪辣非道であり公務員のなす行為とは思えない。

このような状況から常識を逸脱しており、公務員による信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法違反である。

(2) 脅迫罪行為について

2名の県職員は、請求人の財産を、法務局に登録して取り上げるため、換地委員会の名前を無断で使用して、「名寄帳を確認、押印の上、平成29年12月15日（金）までに返送してください。期日までに返送がなければ、内容を確認したものととして換地処分に向けた作業を進める」との当該文書を請求人へ通知し、違法又は不当に財産の取得、処分を企てた。

この行為は、請求人を畏怖せしめて動揺させ、一方的に有無を言わず、名寄帳が請求人の申し出であったかのようにして、法務局に登録するための手段として、当該文書を通じたものである。

(3) 何のために法まで犯してこのような行為に出たかについて

当該事業において、請求人のA及びBの土地（以下「不換地となる土地」という。）は不換地としており、岩国市（以下「市」という。）の道路の「のり」の部分に代地として補償するよう要求してきたが、市は了承しない。

そのため、請求人は、代替地の要求を市が認めないなら、不換地となる土地の道路としての利用は認めるが、不換地となる土地の売却や換地は認めないので、貸借契約するか元の土地に戻すかの申立てをしている。

2名の県職員は、これを無視して、請求人の同意を得られたように見せかけて、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、法務局への登記申請書の中に請求人の不換地となる土地を紛れ込ませて、登記を行わんがために名寄帳の作成が必要

となったもので、違法であることを認識しながら、あえて強行手段（脅迫強要行為）に出たものである。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 30 山 監 査 第 20 号
平成30年(2018年) 5月11日

福 山 照 利 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成30年3月5日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、平成30年3月22日に請求を受理した。

なお、平成30年3月10日から同月16日までの7日間は、請求の補正に要した期間であるため監査の期間から除算した。

2 要件審査

(1) 損害額の特定について

請求の要旨において、請求人は、山口県が被った損害について、切手・封書代(請求人に対する電話2回)約200円、文書作成費(ワープロ利用費)約100円、人件費として、山口県岩国農林事務所の2名の職員(以下「2名の県職員」という。)が共謀して作成した費用1時間当たり約2,000円×2名分約4,000円、計4,300円と示しているが、これらの根拠が明確なものとしては、請求人から提出された事実証明書において、82円切手が貼り付けられた封書の写しのみであり、それ以外の根拠については不明である。

また、請求の要旨における平成29年12月8日付けの違法な文書(以下「当該文書」という。)の作成、通知業務の実施はどこが行うべきかが不明であるため、陳述・監査の過程において明らかにすることとした。

(2) 山口県職員措置請求書(以下「請求書」という。)の中で、参考として記載されている請求人の主張について(以下「本請求に係る参考内容について」という。)

請求人が主張する、2名の県職員が、請求人の財産の取得、処分を企て、法務局に登記を行おうとする行為並びに請求人のA及びBの土地(以下「不換地となる土

地」という。)の部分に係る代替地として要求している、岩国市(以下「市」という。)の道路の「のり」の部分(以下「「のり」の部分」という。)と、県宮南河内地区中山間地域総合整備事業(以下「当該事業」という。)(竹安換地区)との関連性が不明なため、陳述・監査の過程において明らかにすることとした。

3 監査の実施

(1) 関係人調査

自治法第199条第8項の規定により、本請求に関わる2名の県職員の元上司並びに換地委員及び南河内土地改良区代表者(以下「換地委員等」という。)に関係人調査を実施した。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

ア 陳述の要旨

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年3月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から証拠の提出と陳述が行われた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(イ) 証拠の提出について

本請求に「録音テープあり」と3箇所記載されており、そのうちの2個所に係る内容について、録音したテープの提出があり、以下のとおり陳述があった。

ア 山口県の被った損害額約200円において、「請求人に対する電話(2回)

代(録音あり)」に係る1回分の電話内容の一部である。

この内容は、平成30年2月27日、山口県岩国農林事務所(以下「県」という。)の2名の県職員のうち上司(以下「担当の上司」という。)から請求人への電話であり、南河内地区竹安換地区換地委員会(以下「換地委員会」という。)とは何かということを確認した内容である。

イ 請求人が、平成30年2月28日、換地委員会の代表者2名を自宅に呼び、当該文書が請求人に通知された事実関係について詰問した際の内容である。

(ロ) 本請求に係る参考内容について

換地委員は、平成29年度において、請求人以外の換地について、従前地各人別名寄帳及び換地各人別名寄帳(以下「名寄帳」という。)を作成するために個別に詰問しているが、請求人は一度も訪問を受けたことがなく、名寄帳を作成することについて、一度も聞いたことがない。

名寄帳を作成して、法務局に登記が行われれば請求人の財産は取られることになる。

個人の財産について、本人又は換地委員が、全く知らないことを2名の県職員がしている。

勝手に不法登記をすることの行為は、詐欺師のようなものであり、2名の県職員が法務局に登記するという目的を遂行するために、当該文書を請求人へ通知したと解釈している。

イ 監査委員が請求人に確認した事項

(ア) 公務中に時間を費やした人件費について

公務中と判断された理由を確認したところ、請求人へ通知された当該文書に添付された返信用封筒は県のものであり、宛先が県の担当職員行になっており、公務中に当該文書を作成したと認識しているとの陳述があった。

(イ) 請求人による換地委員会の代表者2名に対する詰問について

換地委員会の代表者2名が、当該文書を、「見たことも、書いたことも、出したこともない。本月初めて見た。」と証言したこと的主張について、換地委員会の代表者2名による証言の中で、換地委員会の代表者2名の方からの発言として、県から事前に文書を作成し、通知するとの連絡等の発言はなかったのかを確認したところ、そのとおりとの陳述があった。

(ウ) 山口県が被った損害額について

a 切手・封書代「請求人に対する電話(2回)代(録音あり)」約200円について

(a) 約200円の中には、電話代も含まれているか確認したところ、そういう意味であるとの陳述があった。

(b) 約200円の算出根拠について確認したところ、切手代の82円はわかるが、封書代と電話代については、どれくらいかはつきりわからないが、約200円ぐらいだろうとの陳述があった。

(c) 電話2回の内容について、どういう内容の電話を、何時、誰が、どこから、どのくらい時間、話したのかについて確認したところ、平成30年2月27日と同年3月3日に、担当の上司から計2回の電話があり、約30分程度の電話を掛けてきたとの陳述があった。

b 文書作成費(ワープロ利用費)約100円について

約100円の金額の根拠について、内訳として電気代、コピー代及び用紙代と解釈してよいか確認したところ、ワープロを使い、コピーをすれば、最低でもそれぐらいは掛かるとの陳述があった。

c 2名の県職員が共謀して作成した費用1時間当たり約2,000円×2名分の人件費約4,000円について

(a) 約4,000円の高額の根拠について確認したところ、自分の算用に当てはめて判断したとの陳述があった。

(b) 2名の県職員が共謀して作成したという根拠について確認したところ、請求人へ通知された当該文書の連絡先が2名の県職員となっており、通常は役所の文書として通知する際は、両名が確認していないと通知できないため、共謀していると解釈したとの陳述があった。

(ウ) 措置の請求内容について

2名の県職員に対して損害賠償を求めると主張していることに対して、知事が2名の県職員に対して損害賠償を求めるといふ解釈でよいか確認したところ、そのとおりとの陳述があった。

(イ) 当該文書について

当該文書を受け取る前の県とのやり取りについて確認したところ、特にやり取りはなく、突然、当該文書が届いたので驚いており、その内容は、請求人が未提出の名寄帳への押印の有無にかかわらず、期限内に提出しなければ、換地処分に向けた作業を進めるといった一方的なものであり、もう少し、物分りのよい内容であれば文句を言うことはなかったとの陳述があった。

(カ) 本請求に係る参考内容について

a 換地委員による名寄帳への押印の依頼について
換地委員は、平成29年度に他の換地について、個別に権利者宅を訪問し印鑑を名寄帳に押印して貰っているが、請求人には押印の依頼や訪問は一度もない旨を主張されている。本当に一度も訪問を受けたことはないのか、また、電話等の方法による連絡は全くなかったのか確認したところ、換地委員から電話等はないとの陳述があった。

b 違法又は不当な財産の取得、処分について
2名の県職員が文書を作成したことは明白であり、違法又は不当な財産の取得、処分を企てたと主張されているが、この財産とは、どこを指すのか確認したところ竹安の不換地となる土地であるとの陳述があった。

(キ) 請求人の土地に係る不換地となる土地の件について

a 請求人が主張する不換地となる土地については、何時の時点で同意したのか確認したところ、平成22年3月16日に判を押ししており、(ほ)場整備の工事をを行う前であるとの陳述があった。

b (ほ)場整備事業実施に当たっては、最初に換地計画原案に係る説明会があるのかについて確認したところ、参加していないのでわからないとの陳述があった。

ｃ 請求人が不換地に同意した際に、何か条件を付したのか確認したところ、その当時は、請求人のＣの土地と接している「のり」の部分も含めて、ほ場整備事業の実施区域内（以下「事業実施区域内」という。）に含めるとのことであったので、その時は条件を付していないとの陳述があった。

（ウ） 「のり」の部分について

「のり」の部分の代替地として補償するよう主張しているが、この代替地は何の代替なのかについて確認したところ、不換地となる土地の部分であるとの陳述があった。

（ク） 換地計画の全体の流れについて

請求人の同意が得られたように見せかけて、法務局へ登記を行うおうとしていると主張しているが、換地計画について、今後はどのような流れや手続きが進むのかについて確認したところ、説明を受けていないとの陳述があった。

(3) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項及び事実証明並びに請求人が陳述した内容及び提出した証拠に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 当該文書の作成、通知行為により山口県が被った損害について

2名の県職員が、換地委員会の名称を無断で使用し、公務中に当該文書を作成、通知した行為は、切手類等の窃盗罪に当たり、山口県が次のことについて損害を被っているため、知事に2名の県職員に対し、損害賠償を求める請求をする。

（山口県の被った損害）

当該文書を作成、通知した際の切手・封書代及び請求人に対する電話（2回）代約200円、文書作成費（ワープロ利用費及びコピー代）約100円、2名の県職員が共謀して作成した人件費として1時間当たり約2,000円の2名分約4,000円、合計4,300円

イ 本請求に係る参考内容について

2名の県職員が、請求人の財産を違法又は不当に奪おうとして、換地委員会の名称を無断で使用し、請求人が未提出の名寄帳への押印の有無にかかわらず、期限内に提出しなければ、換地処分に向けた作業を進めるという、一方的な内容の当該文書を請求人へ通知した。

このことは、請求人が不換地となる土地の代替地として「のり」の部分を要求していることを無視して、請求人が名寄帳に同意したかのように見せかけて、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき、法務局への登記申請書の中に請求人の不換地となる土地を紛れ込ませて、登記を行うため名

寄帳の作成が必要となったもので、違法であることを認識しながらあえて強行手段にでたものであり、詐欺師のような行為である。

(4) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次の項目とした。

ア 当該文書の作成、通知行為により山口県が被った損害について

当該文書を作成した際の切手・封書代及び請求人に対する電話（2回）代約200円、文書作成費（ワープロ利用費及びコピー代）約100円、2名の県職員が共謀して作成した人件費として1時間当たり約2,000円の2名分約4,000円、合計4,300円

イ 本請求に係る参考内容について

請求人が主張する、2名の県職員が、請求人の財産の取得、処分を企て、法務局に登記を行うおうとする行為及び不換地となる土地の部分に係る代替地として要求している「のり」の部分と、当該事業の関連性

(5) 事業執行者（県）への監査

当該事業を所管する山口県岩国農林水産事務所（平成30年4月1日から組織再編により岩国農林事務所を岩国農林水産事務所に改称）を対象にして監査を実施し、その結果、確認された事実及び請求に対する県の主張は、次のとおりである。

ア 当該事業について

（ア） 確認された事実

α 当該事業の趣旨について

当該事業は、農業生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、ほ場整備等において中山間地域の実情に即した整備手法の導入を推進する等により、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を実施する等、国土、環境保全等に資することを目的とするものであり、県が事業主体となつて行う土地改良事業である。

ｂ 土地改良事業の実施手続について（法第85条、第86条、第87条）

県営土地改良事業は、法の規定により、15名以上の参加資格者が、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条で定める土地改良事業について、あらかじめその概要につき受益地区内の参加資格者の3分の2以上の同意を得た上で、知事に事業実施の申請を行い、知事は適否判断の上、自ら事業計画を作成し着工するとされている。

ｃ 当該事業の施行申請について

法第85条第1項の規定により、平成22年1月18日に当該事業を行うため、当該事業の施行申請人（南河内地区代表者他20名）から知事に対し、市の土

生、竹安、大山及び伊房地区に係る当該事業の施行申請がなされていたことを申請文書等により確認した。

当該事業においては、生活圈・地理的状況及び土地所有状況を考慮し、3つの換地地区（土生、竹安、大山）が設定され、竹安換地地区においては、法第2条第2項に掲げるほ場整備（区画整理）及び鳥獣侵入防止施設に係る工事が計画されていたことを当該事業の計画概要書により確認した。

d 当該事業の土地改良事業計画の確定について

知事は、法第86条第1項の規定により、平成22年5月20日に当該事業の施行申請が適当であることを決定し、法第87条第1項の規定により、当該事業の土地改良事業計画を定め、法第87条第5項の規定により、同年6月4日に土地改良事業計画の写しを公告し、同月7日から28日まで縦覧がされていた。

その後、異議申立てができる期間（平成22年6月29日～同年7月13日）を経て、平成22年7月20日に土地改良事業計画が確定し、知事から当該事業の施行申請人に対し通知されていたことを通知文書等により確認した。

e 南河内地区における換地処分事務に係る委託契約（以下「委託契約」という。）について

法第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業について、その事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならないと規定されている。

県は、換地計画を策定するために、平成22年度から平成29年度にかけて、市と委託契約を毎年度締結しており、平成29年度を最終年度としていたが、市から権利者の特定に時間を要したとして、平成30年度に繰越されたことを委託契約書等により確認した。

また、委託契約の執行については、「県営土地改良事業換地処分事務委託要綱」（平成28年6月1日平28農村整備第434号農林水産部長通知）、「換地計画実施要領」（昭和49年7月12日49構改B第1232号構造改善局長通達）及び「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」（平成10年3月31日10構改B第210号構造改善局長通達）に基づき実施されていることを確認した。

(イ) 県の主張

当該事業の換地手続きに係る説明会についての状況を確認したところ、換地の流れを説明した全体説明会は、平成23年4月13日に開催し、請求人に案内を行ったが、欠席であった。

換地計画原案に係る説明会を平成23年10月29日、同年11月1日に開催しているが、請求人は、不換地の申出者のため、参集対象ではないものである。

イ 委託契約について

(ア) 確認された事実

a 平成29年度委託契約先及び経費の構成について

県と市は、平成29年6月8日に委託契約を締結し、同日、市からの再委託の承認申請に対し県が承認し、山口県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）及び市南河内土地改良区（以下「改良区」という。）へ再委託していることを、再委託承認申請書等により確認した。

県土連の経費内訳は、直接経費及び諸経費であり、改良区の経費内訳は、委員経費のみで直接経費や諸経費がないことを、委託業務の設計書等により確認した。

b 名寄帳の確認作業について

平成29年度の委託契約において、換地計画書作成に必要とされる各筆換地等明細書は、名寄帳のデータを基に作成されていることを書面により確認した。

c 竹安換地区の名寄帳の確認方法について

名寄帳の確認は、平成29年8月23日に開催された換地委員会において、換地委員が権利者宅を訪問して確認し、押印してもらう手法とする旨決定したことを、県の打合せ・協議記録により確認した。

換地委員等への関係人調査によれば、請求人とは、これまで境界問題などのトラブルの経緯があり、換地委員による請求人への名寄帳の確認作業が難しかったため、平成29年11月24日に、請求人への対応は県に、全面的にお任せしたい旨伝えたとの回答があった。

d 竹安以外の土生及び大山換地区の換地処分日について

土生換地区は、平成28年3月1日に、大山換地区は、平成29年3月1日にそれぞれ換地処分が行われていたことを山口県報により確認した。

(イ) 県の主張

名寄帳の確認作業は、県から市に委託し、市から改良区（換地委員会）に再委託した業務に含まれており、名寄帳の確認作業は、換地計画書を作成する準備作業として、事業実施区域内の農地等の所有権の移転がないかなどを確認するものと理解している。

県外在住者等で、換地委員から連絡がとれない場合や、換地の調整が難しい権利者について、要望があれば県が名寄帳の確認作業を行っている。

県が、委託契約の業務の一部（名寄帳の確認作業）を行うことについては、委託契約書の第17条の規定により、疑義が生じた場合は、県、市、改良区（換地委員会）が協議した上で、県が行うこととしたものであり、契約上の問題はないと認識しており、適宜適切に役割分担しながら業務を執行しているものと考えている。

ウ 当該文書について

(ア) 確認された事実

a 当該文書を作成、通知した際の内部意思決定について

平成29年12月7日に山口県岩国農林事務所農村整備部長までの決裁を取り、当該文書を知していることについて決裁文書により確認した。

元上司への関係人調査によれば、換地委員の方から、請求人と話ができない状況であるため、名寄帳の確認作業は県で実施して欲しい旨の要望が平成29年11月24日であったため、県で代行することを判断したとの回答があった。

名寄帳の確認の必要があるため、県は、名寄帳を持参して確認してもらうため、平成29年12月7日に、担当職員が請求人へ電話連絡（2回）したが、話ができない状況であったことについて、県の打合せ・協議記録により確認した。

b 当該文書と同様の事例について

名寄帳の確認作業については、平成29年度2件（当該文書を含む。）、平成28年度1件、県が権利者に対し文書通知していることを文書の写しにより確認した。

3件のうち2件は、発信者名が換地委員会の名称であり、1件は発信者名が換地委員会名及び山口県岩国農林事務所農村整備部の連名となっていたことを、通知文の写しにより確認した。

なお、名寄帳の確認作業を県が行う場合のルールは特に定められていないとの回答があった。

(イ) 県の主張

県土連に作成を委託していた名寄帳が完成し、それを平成29年11月24日に、換地委員に配布した際に、換地委員の方から、請求人と話ができない状況であるため、名寄帳の確認作業は県で実施して欲しい旨の要望があったため、同年12月7日に、県の担当者は、この旨を市の農林振興課へ事前に伝えるとともに、請求人に対して名寄りに関して面会したいと考え、電話連絡（2回）をしたが、取りあってもえらせず、請求人と交渉ができる状況ではなかったため、当該

文書を知したものである。

県としても換地処分については、換地計画を作成する期限もあるので、停滞させたくないという意識もあり、期限を設定してお願したところである。

当該事業は、平成29年度の繰越事業であり、平成30年度が最後の年度になる。

請求人と同様の事例は、平成29年度と平成28年度にあり、換地委員による調整（名寄帳の確認作業）が難しい案件のため、換地委員からの要望により、事業主体である県が、換地委員会の意向を踏まえて、文書通知により調整を行ったものである。

いずれの場合も通知する際には、具体的な文面等について、換地委員へ知らせていない。

基本的に、名寄帳の確認作業を、県、市、換地委員会のいずれかが行わなければならないという法令上の規定はないが、平成29年8月23日に換地委員会では、名寄帳の確認について、一義的に換地委員会が取りまとめるといった意思決定を行っていたため、発信者名を換地委員会としたところである。

名寄帳の確認作業は、委託業務の一部と認識しており、換地委員会の業務の一部を県が代わりに行ったものである。

ただ、今回の事例と同様に、名寄帳の確認作業において調整を要する別の案件については、発信者名を連名としているが、これは今回の請求人の案件を踏まえ、権利者に誤解を生じさせないように配慮したものである。

エ 山口県の被った損害（当該文書作成に係る費用：切手・封書代、電話代、文書作成費、人件費、合計4,300円）の特定について

(ア) 確認された事実

平成30年2月27日に請求人と担当の上司との間で交わされた電話内容について確認したところ、県の打合せ・協議記録によると、請求人から県に問い合わせているもので、内容としては、不換地となる土地に係る貸借契約のことであり、陳述の際に請求人が主張していた内容（換地委員会とは何か）は確認できなかった。

(イ) 県の主張

切手については、郵便切手の受払簿等により確認し、切手代は、返信用の切手（82円）を貼って出した記録が残っている。

特定記録郵便を利用しているので、郵便局からの取扱票によると金額が252円であり、切手82円と特定記録252円、計334円の郵送料について特定できる。

封書代については、長形3号の封筒を2枚、返信用と送付用に使っており、

これは、一括購入のため、1枚当たりの単価を算定すると14円になり、2枚で28円について特定できる。

金額で特定できるものは以上であり、電話の通話料については、県に通話記録を把握できる資料がないため特定できない。

また、請求人の主張している2回の電話のうち、平成30年3月3日については土曜日であり、県から請求人へ電話をしておらず、また、同年2月27日については、記録によれば請求人から電話があったことは確かであるが、請求人が主張するような換地委員会についての内容はない。

次に、文書作成費及び人件費について、2名の県職員は、他にも様々な業務を抱えており、当該文書の作成に要した時間まで特定しておらず、金額で示すことは困難である。

当該事業の事業主体である県が、換地委員会の意向を踏まえて当該文書を作成し通知したことについては、職員が勝手に行ったわけではなく、担当職員が上司と相談しながら公務として行った行為であるため、当然、それに要した経費についても違法又は不当な公金を支出したとは全く認識しておらず、ましてや窃盗罪には当てはまらなとと考えている。

オ 請求人の土地（不換地となる土地及びCの土地）の状況について

(ア) 確認された事実

a 当該事業の土地改良事業計画確定前の従前地各人別名寄帳（以下「従前地名寄帳」という。）について

当該事業の土地改良事業計画が確定した平成22年7月20日以前の同年3月16日に、Cの土地については、不換地となる土地に追加して従前地名寄帳に手書きで記載され、請求人が押印していることを従前地名寄帳の写しにより確認した。

b 不換地となる土地について

不換地となる土地については、平成23年6月20日に不換地について同意していることを不換地・特別減歩同意書（以下「不換地同意書」という。）の写しにより確認した。

c 一部異種目換地について

不換地となる土地であるBの土地については、不換地及び一部異種目換地とすることで、平成25年12月4日に同意していることを異種目換地同意書の写しにより確認した。

(イ) 県の主張

請求人は、Cの土地について事業実施区域内に含めるように要望したため、

当該事業の土地改良事業計画確定前の従前地名寄帳にCの土地を追加したものと認められるが、換地計画原案作成に伴う名寄帳の確認作業の際に、請求人は、Cの土地を含まない従前地名寄帳に認印を押印し、不換地同意書にも実印を押印しており、不換地同意書は有効であると考えている。

カ 2名の県職員が請求人の財産の取得、処分を企て法務局に登記を行うおうとする行為について

(ア) 確認された事実

a 換地計画（法第89条の2第2項（準用第52条第5項、第6項））について換地計画を定める場合には、法第5条第7項に掲げる権利を有する全ての者で構成する会議（権利者会議）で、その3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決することを確認した。

b 換地処分登記（法第89条の2第10項（準用第55条））について

土地改良事業における換地処分に係る登記は、権利者会議において決定された換地計画による換地処分に基づいて登記がなされることを確認した。

c 名寄帳の確認作業について

法で規定されたものではなく、換地計画の決定を行うに当たって必須のものではないことを確認した。

(イ) 県の主張

名寄帳の確認作業は、法に基づく手続きではなく、換地計画書を作成するための作業の一つである。

そのため、請求人が名寄帳の確認に応じるか否かということは、直接、法に基づく手続きに影響を与えるものではないと認識している。

今後のスケジュールとしては、権利者の3分の2以上が出席した権利者会議において、その議決権の3分の2以上で換地計画が決定すれば、公告・縦覧を行い、換地計画が確定すれば、換地処分及び換地処分登記を進めていくことになる。

平成30年度をもってこの南河内でのほ場整備事業は終わるので、その完了に向けて手続きを進めていきたいと考えている。

キ 請求人のCの土地と隣接している「のり」の部分について

(ア) 確認された事実

Cの土地に係る事業実施区域内の変遷については、平成28年9月6日に、県から請求人へ、「のり」の部分を含めてCの土地を事業実施区域内として、法務局に登記している地図を訂正する案を提示したが、平成29年12月25日に市道との境界立会が不調に終わり、Cの土地の地図の訂正を断念しており、Cの土

地については、事業実施区域外であり、当該事業とは関係ないことを県の打合せ・協議記録により確認した。

(4) 県の主張

県としては、市道と請求人の土地の境界に関する問題を認識したのは、平成29年3月頃であり、請求人は、昭和50年頃の市道拡幅事業の際、用地買収により土地を提供しているが、その際の約束等が守られていないことを、今回のほ場整備事業で解決したいと強く主張している。

請求人へ、「のり」の部分を含めてCの土地を事業実施区域内に入れて地域の問題を解決する提案をしたが、市道との境界立会が不調に終わったため、事業実施区域外とせざるを得ないと判断した。

市と請求人との境界問題については県も参加し、これまで何度も協議を行ったが、これ以上の進展は見込まれないため、換地処分に向けた手続きを始めたものであり、強行手段をとっているわけではない。

現在、Cの土地と「のり」の部分は、事業実施区域外であり、この境界の問題については、請求人と道路を管轄する市との問題であり、県として何も言えない立場である。

4 監査の結果

3の(3)「監査請求の趣旨」、3の(4)「監査の対象事項」及び3の(5)「事業執行者(県)への監査」を踏まえ、次のとおり判断する。

当該文書で求めた、従前地及び工事後の土地についての名寄帳の確認作業は、法で定める換地計画書作成に必要とされる各筆換地等明細書等を作成するための準備作業の一つであり、県から市へ委託し、市から改良区(換地委員会)に再委託した業務の一部であることが認められた。

名寄帳の確認方法については、平成29年8月23日の換地委員会において、換地委員が権利者宅を訪問して確認し、押印してもらう手法とする旨の決定がされているが、請求人については、換地委員から話ができない状況であり、換地委員による名寄帳の確認作業が難しいことから、換地委員から県に全面的に請求人への対応を要望されたことが認められた。

県は、請求人に対する名寄帳の確認について、換地委員会から全面的に任せられたものとして、換地委員会の代わりに、名寄帳の確認を実施することを平成29年11月24日に判断し、名寄帳の確認のため、同年12月7日に請求人に面会を求める電話連絡(2回)をしたが、請求人と交渉ができる状況ではなかった。このため、担当職員が上司と相談し、文書での確認を依頼することとし、公務として換地委員会の名称で当該文書を作成し、請求人へ通知するに至った状況が認められる。

こうした中で、請求人は、請求書や陳述において、換地委員会と県との関係や役割、換地手続きの流れについては、理解していなかったと思われる。また、請求人は、当該文書の内容は一方的であり、もう少し、物分りのよい内容であれば文句も言うことはなかった旨を主張している。

これらのことから、本事業において、換地委員会の名称を使用する文書を作成し、通知するに当たっては、これまでの経緯や請求人と換地委員会との関係を踏まえ、県において相応の留意を要する事案であったものと考えられる。

しかしながら、県は、法に基づき、当該事業を行う事業主体として、換地処分に向けた手続きを進める立場にある中において、換地委員から県に対し、換地委員は請求人との間で話ができない状況にあるとして、県における請求人への対応を要望されていたことから、特別な事情を有する事案として、公務として、本請求に係る当該文書の作成、通知を行ったことについては、合理的な理由の下に行われたものと理解でき、違法又は不当とは言えないと判断される。

以上のことから、当該文書を通じた行為を原因として、山口県に生じた損害の賠償を求めるとする請求人の主張には、その損害額を特定するまでもなく、理由がない。

よって、本件監査請求については棄却する。